

平成17年度決算のご報告

豊田通商健康保険組合の平成17年度決算が
まとまりましたので、お知らせします。

詳細は別掲のとおりですが、平成17年度は収入総額24億9、279万1千円、支出総額23億2、045万1千円で、1億7、234万円の残金を生じました。経常収支でも1億3、731万円の黒字を計上することができました。

収入の基礎となるのはみなさんと事業主から納めていただく保険料です。被保険者数が前年度より281人増加したこと等により、保険料収入は前年度より7.5%増加しました。

一方の支出面では、みなさんが医者にかかったとき支払われる医療費等（保険給付費）は、前年度より11%増加したものの、高齢者等の医療費のめとなる老人保健、退職者給付の両拠出金は前年度より29%減少したため、支出総額では7%の減となりました。

健保組合では、引き続き運営効率化をはかり、財政健全化のために努力してまいります。みなさんにおかれましては健康管理を心がけ、健保組合の健康づくり事業を有効にご活用いただき、医療費削減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

健康保険

■平成17年度 決算のあらまし

	科 目	決算額(千円)	被保険者1人 当たり額(円)
収 入	保険料(調整保険料含む)	2,443,047	435,016
	国庫負担金収入	1,374	245
	財政調整事業交付金	36,367	6,476
	雑 収 入	12,003	2,138
	合 計	2,492,791	443,873
	経常収入 合計	2,407,584	428,701
支 出	事 務 費	69,570	12,387
	保 険 給 付 費	1,270,956	226,311
	法 定 給 付 費	1,203,823	214,356
	付 加 給 付 費	67,133	11,955
	老人保健拠出金	341,971	60,892
	退職者給付拠出金	414,004	73,719
	保 健 事 業 費	172,326	30,685
	営 繕 費	1,336	238
	財政調整事業拠出金	48,841	8,697
	連 合 会 費	1,221	217
	そ の 他	226	40
	合 計	2,320,451	413,186
	経常支出 合計	2,270,274	404,251
	収 入 支 出 差 引 額	172,340	
	経常収入支出差引額	137,310	

■決算の基礎となった数値

●被保険者数	5,616人
{ 男子	4,015人
{ 女子	1,601人
●平均標準報酬月額	432,256円
{ 男子	492,187円
{ 女子	281,983円
●平均年齢	39.40歳
{ 男子	41.70歳
{ 女子	33.60歳
●被扶養者数	6,791人
●扶養率	1.19人
●老人加入者数	180人
●老人加入率	1.61%
●保険料率(調整保険料率含む)	千分の62
{ 事業主	千分の33
{ 被保険者	千分の29

介護保険

■平成17年度 決算のあらまし

	科 目	決算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる 被保険者等1人当たり額(円)
収 入	介 護 保 険 収 入	136,542	56,586
	繰 入 金	38,000	15,748
	計	174,542	72,334
支 出	介 護 納 付 金	174,427	72,286
	計	174,427	72,286
	収 入 支 出 差 引 額	115	

■決算の基礎となった数値

●介護保険第2号被保険者数	3,707人
●介護保険第2号被保険者たる被保険者数	2,323人
●平均標準報酬月額	523,119円
●介護保険料率	千分の6.6
{ 事業主	千分の3.3
{ 被保険者	千分の3.3

ウイルスに
負けない!

かぜやインフルエンザに
気をつけましょう



インフルエンザの症状は...

初期症状はかぜと似ていますが、感染してしまうと38～40度の高熱が出て、のどの痛みや頭痛、関節炎、倦怠感など、全身に重い症状があらわれます。抵抗力の弱い乳児や高齢者などは、脳症や肺炎を引き起こし、重症化しやすいので注意が必要です。

インフルエンザ予防のポイント

●免疫力のつく生活を

夜は十分に睡眠をとる、栄養バランスのとれた食生活を心がけるなど、十分な休養と栄養で免疫力を高め、ウイルスを寄せつけないようにしましょう。

●適度な湿度を保つ

空気の乾燥によって、のどや鼻の粘膜が弱ると感染しやすくなります。加湿器などで部屋の湿度を保ちましょう。

●人ごみや繁華街を避ける

ウイルスに感染する機会を減らすことも必要です。無用な外出は避け、外出時にはマスクが必需品です。

●うがい、手洗いを忘れずに

ウイルスが手から口の中に入り、感染してしまうこともあります。外から帰ったら、手洗い、うがいを習慣づけましょう。

●予防接種でウイルスを寄せつけない

万が一インフルエンザにかかっても重症化を防ぐことができます。流行する2週間前、12月中旬までをめやすに受けておきましょう。



抗ウイルス薬で症状を軽減

最近では、インフルエンザと診断されると、抗インフルエンザ薬が処方されます。発症から48時間以内に服用すると症状を軽減させるなどの効果があります。

インフルエンザ予防接種・費用補助のご案内

健保組合では、インフルエンザ予防接種を受ける方に
費用の補助を行っています。

- 対象者 被保険者・被扶養者
- 補助額 1人あたり2,000円を限度
- 期 間 平成19年3月末まで

※詳細は電子掲示板、事業所からの案内でご連絡いたします。



被扶養者資格調査にご協力を!

保険証カード化に向けて

健康保険組合では、2007年春に保険証をカード型に切替える計画をしています。カード型保険証は被扶養者も含め、各個人に1枚ずつ発行されます。そのため、2006年10月から11月にかけて、事前に健康保険「被扶養者」の資格調査を行います。

国民全員がよりよい医療をより少ない負担で受けられる「国民皆保険」の維持のためにも、みなさんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。





70歳以上の方はココが変わる!!

高所得の人の医療費負担割合、自己負担限度額が引上げに

		医療費の負担割合	外来(個人ごと)	自己負担限度額(世帯ごと)	多数該当 ※
現役並み所得者	従来	2割	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1%まで	40,200円
	10月から	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%まで	44,400円
一般	従来	1割	12,000円	40,200円	
	10月から	1割	12,000円	44,400円	

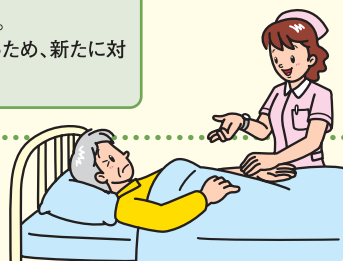
●低所得者(住民税非課税)変わりません。

※過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当した場合の額です。

現役並みの収入がある高齢者

現役世代の平均的な課税所得と同程度の課税所得がある方です。月収28万円以上、課税所得145万円以上の方をいい、年収ベースでは、夫婦2人世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上となります。

なお、税制改正の影響により、現役並みの所得のある方の対象が広がります。負担を軽くするため、新たに対象となる方は、2年間、自己負担限度額が一般と同じに据え置かれます。



長期入院高齢者の食費・居住費が自己負担になります



賢島「ゆたか荘」、木曽駒山荘」の予約窓口が変更になりました!

この度、みなさんがより利用しやすいよう、利用方法などが変更されました。ご家族の旅行に、職場のお仲間でのレジャーに、これを機会にぜひご利用ください。

	旧	新
利用料金(税込)	宿泊費 A区分 大人 1,050円/小学生 525円 (※幼児無料) B区分 大人 2,100円/小学生 1,050円 朝食 525円 夕食 大人食 1,575円/子供食 1,260円	宿泊費 A区分 大人 1,000円/小学生 500円 B区分 大人 2,000円/小学生 1,000円 朝食 500円 夕食 大人食 1,500円/子供食 1,200円 ※特別料理も税込金額になります
利用料金区分	A区分…被保険者およびその2親等内の家族 B区分…その他	A区分…被保険者、OB会会員およびその2親等内の家族 B区分…その他
受付開始日	利用月の前月の第1営業日	利用日の2カ月前の応当日 ※応当日が土日の場合は翌営業日
キャンセル料	当日~2日前 全額/3日~6日前 宿泊費の100%	7日前以降 1泊につき 1,000円/人
予約窓口	豊田通商健康保険組合 担当/永井 TEL.052-584-8071 ※共同利用保養所、ラフォーレ等の施設については今後はこちらが窓口となります。	豊通オフィスサービス株式会社 担当/窪田、宮前 TEL.03-5288-3484 FAX.03-5288-9198 (※土日祝休み) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号



みなさんはココが変わる!! (70歳未満の方)

高額療養費の自己負担限度額が引上げに

		月収	自己負担限度額	多数該当 ※
上位所得者	従来	56万円以上	139,800円+(医療費-466,000円)×1%まで	77,700円
	10月から	53万円以上	150,000円+(医療費-500,000円)×1%まで	83,400円
一般	従来		72,300円+(医療費-241,000円)×1%まで	40,200円
	10月から		80,100円+(医療費-267,000円)×1%まで	44,400円

●低所得者(住民税非課税)は変わりません。

※過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当した場合の額です。

例	医療費が100万円かかったとき(一般の方)
	80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=自己負担限度額87,430円

★人工透析が必要な方の自己負担限度額が引き上げ

「特定疾病」に該当する人工透析を必要とする慢性腎臓疾患の長期患者の自己負担は月額1万円ですが、10月から上位所得者は月額2万円となります。



出産育児一時金が35万円に引上げ

従来	30万円	出産育児一時金
10月から	35万円	正常な妊娠・出産は保健医療の対象にならないため、出産にかかる経済的な負担を軽減するために、健康保険から支給される一時金です。妊娠85日以上の出産に対して支給され、本人の出産はもちろん、扶養認定されている家族の出産にも支給されます。

埋葬料が一律5万円に

従来	本人:標準報酬月額1カ月分(最低保障10万円) 家族:10万円	埋葬料
10月から	5万円	本人、家族が亡くなったときに、健康保険から支給される給付金。業務上・通勤途上の事故が原因となる場合は、労災保険が適用となるため支給されませんが、それ以外は死因を問わず支給されます。

10月
から

健康保険が変わります!